

住宅を取得し渋川市に転入する方へ助成金のご案内

渋川市の人口減少を抑え、定住人口を増やすことによる地域活性化を目的として、住宅を取得し、市外から転入する人に助成金を交付します。

住宅を取得して市外から転入する人に 最大 **128万円**(特別加算該当者は最大 **228万円**)を助成します！

① 対象となる人

渋川市内に住宅を取得※して、市外から転入する者

※住宅の工事請負契約又は売買契約の契約者かつ登記事項証明書における建物の所有者であること。

② 対象となる住宅

玄関、台所、便所、浴室があり、床面積の合計が50㎡以上の住宅

③ 対象となる条件

ア) **居住地の自治会に加入している** ※令和7年度より必須となりました。ご注意ください。

イ) 市区町村税（前年度の市区町村民税賦課期日に住民登録をしていた市区町村のもの）を滞納していない

ウ) 指定転入者であること。

※初めて渋川市に住民登録する、または渋川市から転出して1年以上経過していること。

エ) 住民登録をしてから2年以内

オ) 建物の所有権保存（移転）登記から1年以内

（例）登記日が令和8年4月1日の場合：令和9年3月31日まで

カ) 贈与や2親等以内の親族との売買契約により取得した住宅でない

キ) 個人間売買により取得した住宅でない

④ 助成額 **一律5万円**を助成します。

⑤ 加算額 **最大123万円**を加算します。

次のいずれかに当てはまる場合は、**加算**があります。

ア) 若者支援加算（申請者が40歳未満） **10万円**

イ) 市内業者利用加算 **30万円**

（新築請負契約書における契約業者の本店所在地が市内。媒介業者は除く。）

ウ) 中古住宅取得加算 **10万円**

（売主が宅地建物取引業者である又は宅地建物取引業者が仲介したものに限る。）

空き家バンク利用（中古住宅取得10万+バンク利用20万→） **30万円**

（渋川市空き家バンク登録物件の取得）

エ) 県外移住者支援加算 **20万円**※

オ) 県外被災者移住支援加算 **30万円**※

カ) 市内企業就職支援加算 **10万円**※

キ) 消防団加入加算 **3万円**※

ク) 居住誘導区域加算 **20万円**※

※エ～ケの加算要件などの詳細は、

ケ) 過疎地域加算 **10万円**※

裏面「渋川市市民協働推進課」までお問い合わせください。

⑥ 特別加算額 特別加算として **100万円**を加算します。

居住誘導区域特別加算 **100万円**

※若者支援加算、空き家バンク利用、県外移住者支援加算、居住誘導区域加算いずれにも該当



裏面に続きます→

⑦ 申込開始日

令和8年4月1日（水）～ （予算に達した時点で終了となります。）

⑧ 助成金の制限

- ・助成の対象者につき1回限りです。
- ・該当住宅取得に対し渋川市の他の補助金交付を受けた（これから受ける）場合、申請できません。

⑨ 申請時の提出書類について

助成金の交付を受けようとする人は、次の書類を市民協働推進課窓口まで提出してください。

証明類は取得からおおむね3ヶ月以内のものをご用意ください。

【必須となる書類】

- ア) 助成金交付申請書 ※注1
- イ) 申請者の世帯全員の住民票（**原本**）→渋川市市民課、各行政センター
- ウ) 申請者の住民票の除票又は戸籍の附票（**原本**） ※注2 ※注3
※指定転入者であること及び前年度の市区町村税賦課期日（令和7年1月1日）に住民登録していた市区町村を確認します。
- エ) 申請者の市区町村税の【**未納額がないことの証明書（完納証明書など）**】（**原本**） ※注2
※課税額の証明書と異なりますので注意してください。
※市区町村税が課税されていない人は、非課税証明書等を提出してください。
- オ) 自治会加入証明書 ※注1
※居住地の自治会長の記名押印が必要です。
- カ) 助成対象住宅の建物の登記事項証明書（**原本**）※注4 →法務局
※登記完了証や登記情報提供サービスを印刷したものとは異なりますので注意してください。
- キ) 住宅の案内図（広域の位置図）の写し
住宅の各階の間取図の写し
- ク) 住宅の工事請負契約書または売買契約書の写し
※対象物件所在、対価、契約者、契約日及び仲介する宅地建物取引士（売買の場合）が分かるもの
- ケ) 助成金請求書 ※注1

【該当する方が提出する書類】

- コ) 共有名義者同意書（共有名義である場合） ※注1
- サ) 罹災証明書（県外被災者移住支援加算該当者）→転入前の市区町村
- シ) 市内企業就職証明書（市内企業就職支援加算該当者） ※注1
- ス) その他（市が必要と判断して求める書類）

※注1 ホームページ、渋川市市民協働推進課（本庁舎2階）にあります。

※注2 前年度の賦課期日（令和7年1月1日）に住民登録していた市区町村のものを提出してください。

※注3 令和7年1月1日から本市への転入までに、複数の自治体への異動がある場合は、その履歴がわかるように各自治体の住民票の除票（本籍地の変更がない場合は、戸籍の附票でも可）が必要となります。

※注4 建物の所有権保存登記または所有権移転登記を完了したもの。



【問い合わせ】

渋川市市民協働推進課（本庁舎2階）

☎：0279-22-2401（直通）